



菜の花

NAO Letter

NAO
税理士法人

編集発行人
代表社員
高井直樹

〒500-8335
岐阜市三歳町4-2-10
TEL 058(253)5411(代)
FAX 058(253)6957

3月

(弥生) MARCH

21日・春分の日

日	・	11	25
月	・	12	26
火	・	13	27
水	・	14	28
木	1	15	29
金	2	16	30
土	3	17	31
日	4	18	・
月	5	19	・
火	6	20	・
水	7	21	・
木	8	22	・
金	9	23	・
土	10	24	・

3月の税務と労務

- | | |
|--|---|
| 国 税 ／平成29年分所得税の確定申告 2月16日～3月15日 | 国 税 ／1月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 4月2日 |
| 国 税 ／個人の青色申告の承認申請 3月15日 | 国 税 ／7月決算法人の中間申告 4月2日 |
| 国 税 ／贈与税の申告 2月1日～3月15日 | 国 税 ／4月、7月、10月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) 4月2日 |
| 国 税 ／2月分源泉所得税の納付 3月12日 | 地方税 ／個人の都道府県民税、市町村民税、事業税(事業所税)の申告 3月15日 |
| 国 税 ／個人事業者の平成29年分消費税の確定申告 4月2日 | |

ワンポイント 信用補完制度の見直し

金融機関からの借入れに対して信用保証協会が保証し、返済が滞った場合に肩代わりする「信用補完制度」が、この4月1日から見直され、小規模事業者への小口融資限度額が1,250万円から2,000万円に、創業者への融資限度額が1,000万円から2,000万円に拡充(ともに100%保証)されます。

お花見

3月になると、待ち遠しくなるのが桜の開花です。

毎年ニュースでも桜の開花宣言が話題になりますが、なぜこのように日本では桜の花が愛されているのでしょうか。

そもそも、奈良時代の日本では中国文化の影響もあり、花と言えば梅を指していたそうです。奈良時代に編纂された万葉集では、梅を詠んだ歌が約120首、桜を詠んだ歌が約40首とのことです。奈良時代の人々には梅が人気だったことがうかがわれます。

平安時代になり、日本に古くから自生していた桜の花が注目され始め、平安貴族たちは桜の花を愛でるようになりました。雛人形に飾られる「左近の桜・右近の橘」がありますが、これは平安宮内裏の紫宸殿前庭に植えられていた木のことで

もともとは他の木でしたが、火事で焼失

し、その植替えの折、桜の木に変わったそうです。このことから、平安時代の人々が桜を愛したことがわかります。

そして、この頃のお花見といえば、桜の木の下で歌を詠むという雅な貴族の文化でした。安土桃山時代、太閤秀吉の活躍した頃には、桜の木の下でお酒を嗜む形に変化していったそうです。

江戸時代になると、貴族や武士のみならず庶民の間にもお花見の習慣が広まり、以来、現代の私たちも桜が咲くと皆で集まって、お花見を楽しむまでになっています。

日中に見る桜ももちろん美しいですが、ほんのり花の姿を見せる夜桜も格別の美しさですね。

夜桜を眺めながら、親しい人たちと語りながらお酒を楽しむのも素敵なことですが、「花冷え」という言葉もあるとおり、この季節はぐっと冷え込むこともあります。温かくして、また、はめを外しすぎて美しい桜の木を傷めないよう、十分配慮して楽しみたいものです。

ひな祭り

3月3日はひな祭りです。雛人形を飾られている家庭も多いでしょうが、皆さんの家庭の雛人形は、お内裏様とお雛様の位置はどのようになっていますか？おそらく、右側（向かって左側）にお内裏様、左側（向かって右側）にお雛様である場合が多いかと思えます。

元々日本では左が上位と決まっており、雛人形も左側にお内裏様、右側にお雛様というのが定位置でした。しかし、西洋文化には右が上位という決まりがあり、日本にも明治の頃にその考えが入ってきました。そして、大正天皇の即位式ではこの国際儀礼にのっとり、天皇陛下が右側にお立ちになったことから、この風習が広まったそうです。これに倣い、雛人形もお内裏様が右側となっていきました。しかし、京都では現在も、お内裏様が左側、お雛様が右側の雛人形が作られています。

沈丁花（ジンチヨウゲ）

皆さんの家の近くに、沈丁花の木がありますか？白やピンクの小さな花が集まって、かわいらしい手鞠のような形を作る常緑樹です。

二月の終わりから四月頃にかけて、どこからともなくこの沈丁花の甘い香りがふわりと漂ってきます。このよい香りの主成分はリナロールといい、スズランやラベンダー、バラ等にも含まれ、鎮静作用や抗不安作用があるそうです。沈丁花の香りでもりラックスするのはそのせいでしょうか。沈丁花は、花のすぐそばでなくても遠くまでそのよい香りを漂わせます。

春に向かって空気も少しずつ暖まってきた中、沈丁花のおだやかで上品な香りに包まれて、いつもより長く外を歩いてみたい気分になりますね。

判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選べるようになっていきます。

法定後見制度では、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

ただし、法定後見制度で選任された成年後見人は本来、本人の財産管理、身上監護のために選任された代理人であるので、会社経営についての知識を持ち合わせた者になるとは限りません。会社経営を取り巻く利害関係者を含めての調整役には不向きである可能性があります。

したがって、経営者の場合には後者の任意後見制度を検討してみらるべきでしょう。任意後見制度とは、経営者の判断能力が低下する前に、「予め」備えておくための制度です。

経営者が事前に後見人となる

人と任意後見契約を締結する点に法定後見制度との違いがあります。「契約」ですので、「誰」を後見人とし、「どういったこと」を代理させるか、契約内容として記載しておくことができることから、法定後見制度を利用した際の懸念がなくなります。

6 任意後見制度の利用の手順

(1) 内容の検討

自分の判断能力が低下した場合に財産の管理等、自分に代わってしてもらいたい内容を検討します。

(2) 人の選択と依頼内容の決定

自らの代理人としたい人「任意後見受任者」を選びます。「任意後見受任者」は、特に資格の制限はなく、親族や友人の中から選ぶことも、法律や経営のことを考えて弁護士・司法書士・税理士等の専門家を選ぶこともできます。法人でも、また複数の人でもなれるので、親戚と専門家という選び方も経営者の場合は向いているかもしれません。

せん。人が決まれば委任する事務の範囲など、任意後見契約で定めておきたい内容について、本人と「任意後見人受任者」との話し合いで決めていきます。

(3) 契約の締結

話し合いで決めた内容で本人と「任意後見受任者」との間で任意後見契約を締結して、契約書を公正証書により作成します。公証人からの嘱託により任意後見契約がされた旨の登記がなされます。

(4) 契約の効力

契約は本人の判断能力がある段階では効力を生じません。その後、本人の判断能力が衰えてきた場合に、家庭裁判所に「任意後見監督人」選任の申立を行います。

「任意後見監督人」は「任意後見人」の権利濫用を防止する役割を担います。家庭裁判所によって「任意後見監督人」が選任されると任意後見契約の効力が生じます。以降「任意後見人」は契約で定められた特定の法律行為を本人に代わって行います。

7 経営者の職務代行者

経営者本人の判断能力が衰えることがなければ、任意後見契約は使われることなく終わります。

経営者に対して後見開始の審判が出ると、取締役としての経営者は、取締役の欠格事由に該当し、取締役を退任することになります。後見人が取締役の権利を有することにはなりません。このことによって取締役の員数が法律または定款で定める員数を欠けることになった場合には、株主としての経営者は、被後見人となりますので、後見人が代わりに株主総会を開催し、後任の取締役を選任する方法があります。

しかし、株主総会の開催や、後任候補者の選定に時間を要する場合には、利害関係人の申立てに基づいて一時的に役員職務を行うべき者「職務代行者」を裁判所に選任するよう求めることができます。この場合には、会社は当面の間、この職務代行者のもとで事業を運営していくこととなります。



1 高齢化による認知症増加の波

日本の高齢者人口は、年々増加の一途をたどっています。六十五歳以上の高齢者のうち、認知症発生割合は全体の一五%、認知症になる可能性がある軽度認知障害を含めると、六十五歳以上の四人に一人が認知症とそ
予備軍ともいわれています。
もちろん、この高齢化は中小企業にも及んでいます。中小企業では、オーナー経営者の意思決定権限は強く、強固なりーダシップのもとにスムーズな会社経営が行われているところも

多いでしょう。

しかし、その経営者の判断能力が低下する、あるいは、認知症などで判断能力を失ってしまった等の事態が発生してしまうと、筆頭の大株主、かつ、代表取締役が欠ける状況となり、株主総会での意思決定ができなくなるという、会社としての方針の決定が全くできない、機能不全の事態に陥ることになりかねません。

2 事業承継にも支障、最悪は倒産

その結果、スムーズな会社経営はできなくなり、最悪は倒産という事態になることも考えられます。そして、後継者にスムーズな事業承継を考えている経営者が、判断能力が低下し、法律行為ができなくなると、事業承継にも支障をきたしてきます。
そこで、今回は後継者を検討中である、または、育成中であるという状況下で、経営者が判断能力を失ってしまった場合の対応方法について考えてみましょう。

3 経営者が判断能力を失った場合の対応

経営者が判断能力を失ってしまったという事態が生じた場合、当然のことながら、経営者に代わって誰かが会社経営を続けなければなりません。

まず、経営者の代理を決めて、株主総会の機能を回復させ、さらには経営者の代わりとなる後任者を取締役として選任し、その後の取締役会で、代表取締役を選定するという流れで手続きを進めていくことになるでしょう。

4 成年後見制度

認知症・知的障害・精神障害などの理由で判断能力が不十分な場合、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭うおそれもあります。このような判断能力の不十分な人々を、後見人が「財産管理」や「身上監護」等を通じて保護し、支援し、権利を擁護していくのが成年後見制度です。成年後見人とは、判断能力を失った本人（被後見人）に代わって、本人の生活、療養看護および財産の管理に関する事務を行う代理人のことをいいます。

経営者が判断能力を失った場合、まずは後見開始の審判を申し立て、成年後見人が選任された後、その成年後見人が、本人に代わって株式についての議決権を行使して、株主総会で、後任の取締役を選任することになります。

5 成年後見の種類

成年後見制度には、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の二つがあります。また、法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の三つに分かれており、